

公 示

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて（平成26年1月27日付け近運自二公示第46号。以下、「営業方法の制限公示」という。）第3（2）」に基づき、適用する地域及び当該各地域の減休車率については、下記のとおり定めたので公示する。

令和5年9月29日

近畿運輸局長 金井 昭彦



記

大阪府	大阪市域交通圏	9.6%
	河南B交通圏	6.1%
	河南交通圏	0.0%
京都府	京都市域交通圏	3.3%
兵庫県	神戸市域交通圏	3.6%
	東播磨交通圏	3.8%
	姫路・西播磨交通圏	0.2%
奈良県	奈良市域交通圏	5.4%
	生駒交通圏	3.0%
	中部交通圏	6.3%

滋賀県	大津市域交通圏	7.6%
	湖南交通圏	7.1%
	中部交通圏	8.6%
	湖東交通圏	5.6%
	湖北交通圏	1.1%
和歌山県	和歌山市域交通圏	8.6%

営業方法の制限公示第3 2. ①における大阪府下の地域の減休車率については、「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について（平成19年11月20日付け近運自二公示第44号）I. 1.」に基づく特定特別監視地域の指定時（継続して指定されている場合は、当該継続して指定された最初の指定時。）の車両数に、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1者制個人タクシーを除く）の事業計画変更（期間限定減車）に関する取り扱いについて（平成19年11月5日付け大運輸第81621号、大運監第1180号）」に基づく期間限定減車の届出に基づき減車された車両数を加えた車両数から最初の準特定地域指定日までの減休車率とした。

附則

1. この公示は令和5年10月1日から適用する。